

神戸運輸監理部  
姫路自動車検査登録事務所 構内監視カメラ更新工事

特記仕様書			
1 工 事 概 要	1. 工 事 名 称 神戸運輸監理部 姫路自動車検査登録事務所 構内監視カメラ更新工事		
	2. 工 事 場 所 兵庫県姫路市飾磨区中島福路町3322		
	3. 工 事 内 容 (A) 監視カメラシステム更新工事		
	4. 工 事 期 限 令和8年12月31日(最終処分終了報告書(E票)を含めた「工事完成書類」一式の提出含む)但し、現場作業の完成、検査完了は令和8年11月30日とする。)		
2 一 般 事 項	1. 適 用 本工事は図面及び特記仕様書による他、国土交通省大臣官房官庁幹部部監修『公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)』(最新版)及び建築工事標準詳細図(最新版)に従い施工する。又、電気設備工事に於いては、別途内線規程を遵守する事。		
	2. 係 員 この仕様書という係員とは別途通知の総括監督員とする。		
	3. 疑 義 設計図書の内容に相違のある場合及び不明無き場合又は疑義を生じた場合は全て係員の指示による。		
	4. 工程表及び施工計画書 着工に先立ち工程表と共に、現場事務所・仮囲い等の仮設備、材料置場などについて施工計画書を作成し係員の承諾を受ける。		
	5. 施工の立会い検査 工事が係員の指示した工程に達したとき係員の検査を受け合格・承諾を得た後、次の施工に移る。		
	6. 施 工 図 各工事において施工上必要な施工図・現寸図は遅滞なく作成して、係員の承諾を受けた後施工する。		
	7. 日 報 工事期間中毎日記載し、作業の無い日はその旨を記載する。また、提出を求めた場合は、遅滞なく求められた日までの全てを提出する。		
	8. 竣 工 検 査 工事完了後、係員による完了検査を行う。その際指摘の手直し並びに残工事を完了の上、指定期日に監督・検査職員による竣工検査を受ける。		
	9. 引 渡 引渡に際しては施工に関連した図書を提出する。(ファイル形状にて正本及び副本並びに、それら全てを収録したPDFファイル各1部)内容は後日、係員より別途指示する。		
	10. 工事写真及び完成写真 工事写真はサービス版以上にて工程順・工程別に作成の上、完了書類に添付し2部提出する。完成写真は竣工後、キャビネ版(カラー)2箇所以上、サービス版(カラー)4箇所以上をアルバム形式にて別冊で工事名等を付し、2部提出する。		
	11. 竣 工 図 工事完了後、遅滞無く竣工図を作成し提出する。特に指示の無い限り、A3縮小サイズを製本にて3部、図面等電子データ(PDF形式及びJWW形式、DWG形式又はDXF形式のうち別途指示した形式)を1部電子媒体にて提出する事。		
	12. 保 証 工事施工中、調査不足・養生の不備等により、生じた破損及び故障箇所は直ちに施工者の責において完全に修理する。 また、工事竣工引渡後、施工上の欠陥、あるいは使用材料の不良により生じた破損及び故障箇所も同様に直ちに無償にて修理する。但し、契約書又は特記に保証期間明記のものはそれによる。 尚、各機器の製造年より7年間は有償、無償を問わず、部品の供給、取替え、調整、整備等アフターフォローを完全に行えるものとする事		
3 共 通 事 項	本工事は下記の設計図書に基づき施工する。その適用にあたっての優先順位は下記の番号順とする。 (1) 質疑回答書 (2) 現場説明事項 (3) 特記仕様書 (4) 設計図書 (5) 共通仕様書(上記一般事項2-1)による		
	本工事は改修工事につき、既設部分への影響を考慮し、工事着手前に既設図面及び現地調査等を充分に行うこと。又、工事部分に影響が考えられる場合は、係員に報告の上別途協議すること。		
	工事の施工に必要な官公署・その他公的な手続きは全て、施工者が費用を負担して速やかに行う。		
	職員、来庁者及び受検車輛等と接する部分での工事、及び資材の搬入、搬出については、閉庁時(土、日、祝)及び協議の上、時間外(平日17時以降)に行う。		
	また、騒音、振動を伴う工事に於いては、閉庁時(土、日、祝)に限る事とする。		
	建設産業廃棄物の搬出に当たっては、産業廃棄物管理票を交付し、最終処分完了を確認する事。		
	機材の仕様はメーカーが混在しないよう、メーカーを統一する事。また、メーカー推奨外の変換機、互換機を通さない仕様とすること。		
	既設カメラシステム(三菱ネットワークカメラシステム"MELOOK")の映像を新設システム上のソフトウェアにて監視、録画、録画再生等、操作でき一元管理できるものとする事		
	設計図書にて記載の使用機材の調達については、メーカー直販又は流通経路が明確なメーカー認定の正規代理店を通じ購入、納入する事。		
(A) 監視カメラ増設更新工事	カメラ本体及び周辺機器並びにその配線、配管は別紙電気設備特記仕様書及び図面による。		
	各カメラの取付に際して、定められた数量にて死角を生じないよう設置するものとし、詳細な画角調整は現地担当官の立会いの下、確認の上決定する。		
	既設のカメラ及び機器一式、配線、附属金物一式は全て撤去とし、法令を遵守して適正に処分すること。		
	検査場内以外の室内の配線見え掛り部分には、メタルモールを使用し、検査場内及び屋外の露出配管は銅製電線管(E25)敷設(既設利用可)の上配線する。		
	ブルボックスは適切な位置に掛け、SUS製200×200×200(防水仕様)及び300×300×200(防水仕様)とする。(既設利用可とする。)		
	監視カメラの映像を再生する際、画面上で監視位置、監視室等日本語(漢字、カタカナ)表記が出来る監視システム(ソフトウェア)を使用するものとする。		
	監視カメラ録画の注意喚起ステッカーを現場指示の指定位置に約40枚程度貼付け、予備15枚程度を引き渡し時に納品する事。		
使用資材・メーカー	使用材料は原則、製品サンプル・色見本・製品カタログ等係員が指定するものを提出し承諾を得たものを使用する事。 ・図面に記載の製品は下記の製品を示し、これに同等品以上で、係員が認定を行ったものを使用する。 【参考メーカー】監視カメラ及びレコーダー及び周辺機器：(株)三菱電機【問い合わせ：三菱電機システムズ(株)佐々木 担当課長<06-6454-3918>】		
工 事 名	神戸運輸監理部 姫路自動車検査登録事務所 構内監視カメラ更新工事	工事番号	26. 1.
図 面 名	特記仕様書	N.S	01



